

経費算出・積算にあたっては、購買を考えて以下の点についても特にご留意下さい。

●＜機器の購買、工事の契約等に係わる注意事項＞

補助事業を遂行するための売買、請負、その他契約を行う場合は一般競争入札を原則とします。ただし、補助事業の運営上、一般競争入札を行うことが困難又は不相当である場合には、2社以上（できれば3社以上）からの見積書を取った上で随意契約（見積業者選定理由書が必要）によることができます。

●＜補助事業における利益等排除＞

(1) 利益等排除の対象となる工事先（調達等を含む）

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から工事（調達等）を受ける場合は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- ① 補助事業者自身
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社（上記②を除く）

(2) 利益等排除の方法

① 補助事業者の自社工事（調達）の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該工事費の製造原価をいいます。

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの工事（調達）の場合

取引価格が当該工事（調達）費の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。

これによりがたい場合は、工事（調達）先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

$$\text{(算式)} \quad \text{売上総利益率} = \frac{\text{総利益}}{\text{純売上高}} \times 100$$

③ 補助事業者の関係会社（上記②を除く）からの工事（調達）の場合

取引価格が製造原価と当該工事（調達）費に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。

これによりがたい場合は、工事（調達）先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。